

平成29年度第1回芦屋市指定管理者選定・評価委員会  
(三条デイサービスセンター) 会議録

日 時	平成29年4月8日(土) 午後13時～午後15時30分
会 場	芦屋市役所東館3階大会議室
出席者	1号委員 富田 智和 1号委員 小市 裕之 1号委員 高原 利栄子 2号委員 佐々木 勝一 2号委員 岡本 直子 市出席者 稗田企画部長 島津企画部主幹(施設政策担当課長) 濱口政策推進課係長 岡本政策推進課員 西村政策推進課員 事務局 寺本福祉部長 篠原高齢介護課長 中山高齢介護課主幹 井村高齢介護課係長 芝田高齢介護課員 高木高齢介護課員
事務局	福祉部高齢介護課
会議の公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 会議の冒頭に諮り、出席者5人中5人の賛成多数により決定した。 [芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要] <非公開・一部公開とした場合の理由> 法人情報を扱うため
傍聴者数	なし

第1 会議次第

1 開会

- (1) 委嘱状交付
- (2) 委員紹介
- (3) 委員長・副委員長の選出
- (4) 会議運営に関する確認

2 議題

- (1) 三条デイサービスセンターの指定管理者の候補者の選定について
- (2) その他

3 閉会

第2 提出資料

- 事前資料      選定資料
- 資料1          会議次第及び委員名簿
- 資料2-1        三条デイサービスセンターを非公募にすることについて

### 第 3 審議経過

#### 1 開会

(事務局・寺本) 開会のあいさつ

#### (1) 委嘱状交付

(事務局・篠原) 委嘱状を交付

#### (2) 委員紹介

(事務局・篠原) 次に今年度，初めての委員会ですので委員の皆様にご自己紹介をお願いいたします。名簿順に，その場で結構ですので，所属とお名前をおっしゃってください。

(各委員) 自己紹介

(事務局・篠原) それでは、市出席者及び事務局の自己紹介をさせていただきます。

(事務局他) 自己紹介

#### (3) 委員長・副委員長の選出

(事務局・篠原) 続きまして、芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第 3 条第 1 項及び第 2 項により本委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定める、とありますが、皆様の中でどなたか委員長のご推薦はございませんか。

(佐々木委員) 富田委員にお願いしたいと思います。

——賛成の声——

(事務局・篠原) ありがとうございます。それでは、富田委員よろしく申し上げます。次に、副委員長ですが、同条第 4 項の規定に基づき委員長が指名するとありますが、委員長、ご指名をお願いします。

(富田委員長) それでは、佐々木委員 お願いします。

——賛成の声——

(富田委員長) ありがとうございます。佐々木委員よろしく申し上げます。

(事務局・篠原) それでは、富田委員長、佐々木副委員長、前の席にお越してください。

——委員長、副委員長が席を移動——

(事務局・篠原) 改めて委員長、副委員長として一言ご挨拶をいただきたいと思えます。

(富田委員長) あいさつ

(佐々木副委員長) あいさつ

(事務局・篠原) ありがとうございます。これからの進行は富田委員長にお願いいたします。

#### **(4) 会議運営に関する確認**

(富田委員長) まず、本日の委員の出席状況について事務局から報告をお願いいたします。

(事務局・篠原) 委員定数5人中、5人の委員が出席しており、過半数の出席がありますので、会議は成立していることを報告いたします。

(富田委員長) 次に本委員会の公開、非公開についてお諮りします。

(事務局・篠原) 芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開情報が含まれる事項の審議や公開することにより会議の構成または円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合につきましては、出席者の3分の2以上の賛成があれば公開をしないことができることになっています。本日の審議におきましては、非公開情報である法人情報が含まれるため、非公開とすべきと考えておりますが、いかがでしょうか。

——異議なしの声——

(富田委員長) それでは、会議を非公開とさせていただきます。議事録の取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局・篠原) 議事録の公開につきましては、非公開の会議であっても、発言者名を含め、非公開の趣旨を損ねない範囲で公開すべきとされているところですので、そのように取り扱いたいと思っておりますがいかがでしょうか。

——異議なしの声——

(富田委員長) それでは、議事録の取り扱いにつきましては、発言者名を含め、「非公開の趣旨を損ねない範囲で公開」とさせていただきます。

## 2 議題

### (1) 三条デイサービスセンターの指定管理者の候補者の選定について

(富田委員長) それでは本日の議題1の「三条デイサービスセンターの指定管理者の候補者の選定について事務局の説明を求めます。

(事務局・篠原) 「資料2-1」及び「資料2-2」を説明

(富田委員長) ただいま事務局から説明がありましたが、質問・意見はございますか。

(小市委員) 「芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例」の第5条第1号では「当該施設の性格、規模及び機能により公募することが適さないと認められるとき」とあり、非公募にするということは相当慎重な姿勢が求められますが、今回のケースにおいて、性格、規模、機能をそれぞれ当てはめるとどのような検証をされたのかご説明ください。

(事務局・篠原) 性格につきましては、市立のデイサービスセンターであり、最後の砦というセーフティネットの意味で性格的にも公募が適さないと考えております。

(小市委員) 市の施策として、三条デイサービスセンターをセーフティネットとして位置付けているということはどこかに明記されていますか。

(事務局・篠原) 明記はしておりませんが、実際に市が月1回の運営会議等に出席し、三条デイサービスセンターが重度な方の受け入れについて調整し、受け入れていただいているという状況を確認しております。

(小市委員) 実績ということですか。

(事務局・篠原) 実績ということになります。

(小市委員) 根拠は明確にされる必要があると考えます。

(事務局・篠原) 規模及び機能につきましては、当該施設は他の小規模と呼ばれる施設と違い、機械浴がついており、重度な方の受け入れができる施設であり、規模的にも機能的にもセーフティネットとして非公募とさせていただく形が良いかと考えています。

(小市委員) 機械浴とは車いすのまま入浴するリフト方式ということですか。

(事務局・篠原) そうです。

(小市委員) そのまま入るのではなく、持ち上げて入れるタイプですか。

(事務局・中山) お座りいただき、介助はしながら機械でそのまま浴槽に動いていただきます。

(小市委員) そのような施設は、市内には他にないのですか。

(事務局・中山) 通常規模の施設であれば、通常備えている設備になります。

(小市委員) 施設の特特殊性について説明を求めます。

(事務局・篠原) デイサービスは市内に24か所ありますが、小規模の14か所については、機械浴はついておりません。30名以上の通常規模は機械浴がついています。機械浴があることで重度の要介護者や認知症の方を積極的に受け入れることができ、市立デイサービスセンターとしてそのような方を積極的に受け入れる体制があることが非公募の理由です。

(小市委員) 機能についてはいかがですか。

(事務局・篠原) 機械浴等があることから重度介護に必要な色々な機能を適切に備えているという判断です。

(小市委員) 機能の特特殊性があって、公募に適さないならわかるが、今の説明では、ある程度の規模の事業所なら通常備えている設備であるということになります。そこは条例でまとめられている以上、きちんと納得できる形で整理する必要があると考えます。

(事務局・中山) ハード面の機能について、設備基準は一定であり、特段の特特殊性はありません。市のセーフティネットとしての利用者の受け入れの状況からみると、ソフト面、特に人員配置について、たとえば認知症ケア研修修了者を配置している等の面で確保されており、十分な機能性をもっていると判断しています。

(小市委員) ソフト面の話は、事業者の話であって、施設そのものの話ではないと考えますが、どう整理されているのですか。

(事務局・中山) 事業所によって異なりますが、現状いるご利用者の状況を鑑みますと、このような配置でないと安全にケアできず、個別に対応できる状況となりません。事業者としてのソフト面と相まって機能が発揮できていると考えています。

(小市委員) 非公募とハートフル福祉公社を指定管理者とすることの説明が混然一体となっています。きちんと整理してご説明していただく必

要があります。

- (事務局・稗田部長) 他にも公募によらずに指定管理者を決定している施設があります。条文の方では並列で性格，規模，機能を記載しておりますが，規模や機能を理由に非公募にするということはほぼないのが現実です。そういうところで言いますと，現状では性格という部分が主となって，それがどうかという判断で非公募となっています。その点については整理が必要かもしれないと思います。
- (小市委員) 資料2-1の1ページの最後の2行にある「以上のようなセーフティネットの役割を果たせる施設を指定管理者に選定する必要がありますが，非公募としたい。」という部分は話が飛躍して論理的な構成になっていないように見えます。福祉に関わっている皆さんの熱意は伝わってくるが，条例に即した形できちんと説明する義務があります。そここのところをきちんと整理していただきたい。
- (佐々木副委員長) それに関連して，事前資料23ページの職員の給料表を見ると，常勤職員が1名で，他はパート職員もしくは嘱託職員になっています。配置実績は他のデイサービスと比べ，手厚くなっていますが雇用状況が不安定です。福祉現場では人手不足となっている中でこの手厚い人員を確保するのは難しいと考えます。平均勤務年数はわかりますか。
- (事務局・中山) 8～10年が2名，3年以上が4人，合わせて6名が週4日～5日勤務，平均すると4～5年程度の勤務年数となります。6名中4名は介護福祉士，残り2名はヘルパー2級等の有資格者です。日給ではありますが，週4～5日のため，社会保険加入者であり，契約上は1年ごとの有期雇用ですが，実態としては常勤職員と変わりません。
- (佐々木副委員長) 特別養護老人ホーム併設のデイサービスとは人員配置が異なるのは理解できますが，今後，この体制を施設単体で維持するというのは現場経験者としては不安なところがあります。その点について市がバックアップに入りますか。
- (事務局・中山) 処遇については考えないといけないと思います。今後，働き方改革の動きもあり，有期雇用者を見直して，正社員にしていくなど考えているところです。
- (佐々木副委員長) 資金などを見ると，とても正規職員を雇える余裕はないように見えますが，会計上どのように思われますか。
- (小市委員) 正規・非正規というところをどう整理するかは公社の考えによりますが，非正規の比率が高いことが事業の継続性に必ずしも引っかけるところではないかと思えます。とはいえ公社がどういった施策を取り組んでいくかというところは重要だと思います。

- (事務局・中山) 一つは処遇改善加算によって日給の方の賃金アップをしております。また、一つは正規雇用としては難しくても、給与水準を下げた異動がない限定社員などを考えているところです。
- (富田委員長) 条例の規定の仕方について、条例の第5条第1号で「性格、規模及び機能」とありますが、規模からして公募が適さないというのはどのような場合に当てはまりますか。先ほどの説明の中で規模が大きいという説明がありましたが、大規模であれば公募することが適さないという考えを取っているという解釈でよいですか。
- (事務局・寺本) 介護保険施設の中でセーフティネットとして、支える人たちが数は多くないのは事実です。三条デイサービスセンターの定員は30名ということで、市内の施設ではそれより大きいところもございます。セーフティネットの対象となる方はごく一部で大半の方はセーフティネットの対象でない方となります。そうなればたとえば一つの事業所で多くの方を受け入れて、その一部の方がセーフティネットで受け入れることとなります。そういった中で多くの方を受け入れることはできませんが、セーフティネットとしての受け入れ機能として定員30人というのは適正な規模であるという判断をしています。規模が大きければ大きいほど、非公募に適しているということではありません。
- (富田委員長) 規模によって公募に適さないとなることがピンと来なかった。次に機能と性格はよく似ているのではないですか。
- (事務局・寺本) 機能というのは人の手立てや人のネットワーク、人のコーディネート力、いわゆるソフト面が重要視されます。その意味では性格と機能は似ていると考えています。
- (事務局・稗田部長) この条文は元々地方自治法の定めがあって、そこから引用しており、一般的な定め方となっている。本市の施設に具体的に特化した表現ではございません。本市の施設の種類から言いますと、規模と機能からの側面で公募によらないという理由はなかなかつけにくい部分がございます。
- (小市委員) 資料2-2の設立経緯、性格について質問ですが、公益認定は受けられようとしたか。
- (事務局・中山) 平成24、25年にかけてまして兵庫県と折衝してきましたが、50%以上が公益事業でなければなりません。介護保険事業は公益事業と認められず、その中で公社は介護保険事業が6割を占め、結果として公益性が認められなかったという経緯があり、26年より一般財団になっております。
- (小市委員) 民間事業と異なるという表記があるが、市としては、この公社を

民間事業所とは違うという考えでよろしいでしょうか。

(事務局・寺本部長) 残念ながら公益法人にはなれなかったということがございますが、これは兵庫県に限ったことであり、関東圏の方では介護保険事業を実施していても公益財団法人に認定される法人もございます。これは行政庁の判断によるどころだと考えます。本市としては設立趣旨から公益団体という位置づけで進めてまいりましたので、残念ながら一般財団法人となりましたが、これを次のステップと考えており、公益性を確保した法人への移行を視野に入れて検討しているところですので、全くの民間団体という認識はしておりません。

(小市委員) 芦屋市の規定でこの公社は監査委員監査の対象団体になっているのでしょうか。

(事務局・中山) なっていません。

(小市委員) なっていないけれども、民間事業所ではないという認識だが、どこかに明記されているのですか。

(事務局・中山) 市が100%出資ということで、市の公会計の公開情報の連結の対象です。一般財団法人の法に基づき、監事を設置して監査を受けています。民間か民間でないかは中間的な位置になるかと考えます。

(小市委員) 公社に関わる市のスタンス、ガバナンスの透明性というところではいいですと、評議委員と理事の構成が民間の感覚からいくとガバナンスが効いていない感触を持っています。と言うのも理事長が元こども・健康部長であり、評議委員も現職のこども・健康部長となっています。執行側と監督側もガバナンスの透明度でいうといかがなものかと考えます。また、監事に市の会計管理者になっており、補助金4千万を出している中で受け取る側の監事に市の会計管理者をつけています。第三者としてのスタンスでみると、あまり見ないパターンです。市との関係性を明示されているかというところもあり、関係性の透明度を高めるという意味で整理するという課題はあるのかと考えます。そこがきちんと説明できるのであれば、非公募にされる、公社を指定管理者にされるというのは結構かと思いますが、ふわっとした状態にあるように感じます。きちんとご説明いただきたい。現場の方々が非常に努力されているのは伝わりますし、施設の経緯も含めた特殊な性格ということもわかります。非公募にされるのであればそこを前面に出していただくこととなります。たとえば中・重度の中でも重度を重視されているところ、あるいは数値基準にあらわれない受け入れ困難な方を積極的に受け入れているところをきちんとご説明していただければと思います。

(岡本委員) セーフティネットだけを前面に出された形で非公募の指定管理者とご説明されるのは難しいこととは思いますが、それを非公募とする一番の理由とするべきだと考えます。ご説明があった具体的な事例については私が関わってきたものも含まれており、地域にはそういった方がいらっしゃるのも事実です。そこに他の法人が指定管理者となったときに、どこまで今のきめ細やかなケアができるか疑問です。公社は高齢者生活支援センターの統括を担っている現状もあり、この地域担当の西山手高齢者生活支援センターと統括している公社が連携してそういった困難な方の対応にあたっていたという現状があり、民生児童委員として非常に助かっています。もし違う法人が指定管理者となった際に今まで馴染んでいる利用者の方はどう思うかということをお慮します。そういったことから非公募で指定管理者を公社にさせていただきたいと考えています。

(佐々木副委員長) 事前資料201ページの指定管理者評価表の中で、総合評価がBで、4番目の「サービスの質の維持・向上」がCとなっていますが、なぜCなのかがわからない。なぜC評価となっているのですか。

(事務局・篠原) 大きな理由としては事業計画と運営について市民の方が参画で出ていないということからC評価となっています。

(佐々木副委員長) 苦情処理委員の制度はありますか。

(事務局・中山) 生活相談員を配置しており、苦情の対応体制及び相談員の掲示も行っています。

(事務局・井村) サービス基準の数値化ができていなかった点、長期的な計画が立てていなかった点もC評価の一因となっています。

(佐々木副委員長) 最近では高齢者デイを障がい者が利用されることがあるが、この施設は障がい者の利用は予定していますか。

(事務局・篠原) サービスの乗り入れ等について検討しないといけないと考えていますが、今すぐの対応は考えておりません。

(岡本委員) 障がい者の中でも、65歳以上となり、介護保険の範疇となれば受け入れ可能か。

(事務局・篠原) 65歳以上の方で介護保険の範疇であれば、もちろん可能ですが、障がいをお持ちの20代や30代の方での利用は現在考えておりません。

(小市委員) 事前資料110ページの財産目録の中で、市が2億円を出損し、それが基本財産となっているが、大阪府の公債が1億との記載が

あるが、残り1億は何ですか。

(事務局・中山) スウェーデン地方金融公社のユーロで発行されている円建ての外債、仕組債です。110ページの2億591万円が全体ですが、1億が大阪府の公債。残り1億591万円が28年3月時点での時価評価となります。

(小市委員) 仕組債は非常にリスクがありますが、運用に関してルールはどのように管理しているのですか。

(事務局・中山) 基本的には満期保有の限りでは円建てで満額償還されるものです。

(小市委員) 満期保有であれば、強制償還になる場合はあるかと思いますが、そのことについて知見をお持ちの方は理事等でおられますか。

(事務局・中山) 証券会社からリスクは説明を受けており、承知しているつもりです。仮に早期で償還された場合には、今後仕組債は購入しないということで市と協議はしており、今後は、地方債等の債券によって運用します。また、仕組債の購入について理事会にお諮りしましたが、全員の同意が得られませんでしたので、今後は、運用方針を見直す方針です。

(小市委員) 基本財産をリスク資産で運用していることについて知見を疑うところではありますが、特定資産の金融商品としての中身はご存知ですか。

(事務局・中山) 基本的には定期預金の一年物、一部は国債ファンドもございます。ほとんどは手元資金として普通預金です。

(小市委員) そのあたりのリスク管理はどのようにされているか把握しているのですか。

(事務局・中山) 公社内の運用規定では、基本的にはBB以上で運用すると記憶しています。その中で国債、定期預金等で運用します。資産の取り崩しは状況に応じて、定期預金を一年物にしたり、いつでも引き出せる預金にしたりという形で商品の預け方を分けています。基本的には銀行の定期預金です。

(小市委員) BBというのは実際流通する最低限の物で、実際にはもっと格付の高いもので公的な団体は運用されるものかと思います。理事会及び評議員会で意見が出たことはありますか。

(事務局・中山) BBで購入したことはなく、AA+以上で運用しています。

(小市委員) 公的なものをBB以上でと規定すること自体にリスクが非常にあるかと思います。事業の継続性に関しては、より責任感をもった関

わりをした方がよいと考えます。

(富田委員長) スウェーデンの仕組債を保有するに至った経緯はどうだったのですか。

(事務局・中山) 以前も類似の、ユーロの円建て債を証券会社から勧められ購入したと記憶しております。円建てでの元本割れする心配もないということもあり、財団という性格上、ある程度の運用益がないと事業実施が困難になるとの判断から購入したと聞いております。

(小市委員) ずっと銀行の定期預金だと、運用益がでないということで好ましくないということですか。

(事務局・中山) その通りです。

(小市委員) 事前資料102ページにおいてこの事業は、通所介護事業にあたるという認識でよろしいですか。

(事務局・中山) 事前資料102, 103ページの通所介護事業という縦の列が、それに当てはまります。

(小市委員) 収益のところ、一番下の給食費収益が322万4千円とあるが、費用でも同額の値が挙がっていますが、その仕組みをご説明ください。

(事務局・中山) 食材を業者から納入し、デイサービスに配置されている調理員が器に盛る等の配膳を行い、その実費をご利用者さまからいただく形であり、業者にお支払いする額とご利用者さまからいただく額が同額となっていることからこの形になっています。

(小市委員) それは事業としてそういう風にやっという風と考えているのですか。たとえばそこで利益をとらず、管理費面も必要ないということですか。

(事務局・中山) デイサービスの性格上、食事が一番の楽しみにしている利用者が多いこともあり、値段を上げることはせず、仕入れた額をそのままご提供している形になっています。

(小市委員) 102ページと214ページの数字は基本的に一致してくるものと考えていますが、一致していません。

(事務局・中山) 102ページの数字は減価償却費を計上しておりますが、214ページは減価償却費を計上しておりません。

(小市委員) それでいくと給食費収入の収支の費用が同額になってくるかと考えるがなっていません。何かの係数をかけている数字に見えるが

どうですか。

(事務局・中山) 自主事業と費用按分しているところがあり，こちらに費用を割り振るために給食費も同様に係数をかけております。

(小市委員) 按分されるのが適当な費目もあるかと思うが，給食費を利益も乗せずにするのであれば同額で記載すべきです。人件費等にしても，直接は関係ありませんが，非公募にされるのであれば，透明度が求められるところであり，きちんと説明できるよう整理された方が良いと思います。

(小市委員) 芦屋市から補助金が出ているが，どのような目的で補助されているのですか。

(事務局・中山) 管理部門の運営費です。

(小市委員) 管理部門となった時に人件費や賃借料ということになるかと思うが，市が負担している意義を教えてください。

(事務局・寺本) 公社につきましては，介護保険のない平成4年に設立されました。当時は行政が社会福祉事業を行うことにおいて，ヘルパーとして直接職員が行くということは，専門性という意味でなかなかできません。そこで公社を設立することによって，専門性の確保をしていく。またその運営についても確保するためにも，補助を市が行う。あとの事業関係については，利用者の負担であったり国県補助があるのでそこを利用させていただくというスタートでした。平成12年に介護保険制度が出来，いろいろな法人が入ってきたことによって競争的な意味合いを持つようになってきました。市としてはセーフティネットとして，そこをしっかりと守っていくということから補助をするという現状です。

(小市委員) 説明をうかがうと補助金と指定管理者の選定は一体になっていると捉えられかねないですが，それはどのように説明をするのですか。

(事務局・寺本) 在宅福祉サービスの保証を市として行っていくために設立したのが公社であり，当初は訪問サービスを主に実施していましたが，平成13年に通所介護という器ができました。そして器の部分は市が管理すべきものとして，市の指定管理の対象として定期的に管理していくということになりました。そもそもスタートしたところと器ができた後の部分の整理はできていないという課題はありと認識しています。

(富田委員長) その他，ご意見等はございますか。では結論を出しますがいかがか。

(小市委員) 非公募という結論を変えることは求めないが、ご説明いただいている資料だけの整理では足りないので、条例との関係等に課題があることをはっきりしていただく必要があります。現場で努力していることが伝わりにくいところもあり、それを制度としてきちんと進められるよう整備していく必要もあります。今回の説明資料も含めて議会できちんと説明できるようにしてください。

(佐々木副委員長) 非公募について異論はありませんが、市として会計処理の透明性を確保するほうが良いと思います。

(高原委員) 他の委員がおっしゃったようにしていただければ非公募で良いと考えます。

(岡本委員) 非公募にしていただければと考えます。

(富田委員長) 結論としては、三条デイサービスセンターを芦屋ハートフル福祉公社による公募によらない指定管理とすることに全会一致とします。

——異議なしの声——

(富田委員長) それでは、只今の審査結果の報告について、事務局より報告書の案の提示及び説明を求めます。

(事務局・篠原) 先ほどのご審議を踏まえて、「三条デイサービスセンター指定管理者の候補者の選定について」(案)を作成しましたので、文言についてご確認お願いします。「三条デイサービスセンターは、高齢者の生活を支える重要な地域の拠点であり、市の高齢者施策におけるセーフティネットの役割を果たしている。一般財団法人芦屋ハートフル福祉公社は、これまで指定管理者として、特別な対応が必要なため他事業者では受け入れ困難な利用者を積極的に受け入れるなど、施設の趣旨に沿った体制を整え適切な管理運営を行ってきており、当該法人の設立趣旨や経験、実績等も勘案し、当該法人を、引き続き公募によらない指定管理者の候補者とする。」ということになってございます。

(富田委員長) ただいま事務局から選定(案)の説明がありましたが、質問・意見はございますか。

——異議なしの声——

(富田委員長) それでは、この選定にご異議はございませんか。

——異議なしの声——

(富田委員長) それでは、報告書「三条デイサービスセンター指定管理者の候補

者の選定について」を承認いたします。

(事務局・篠原) それでは、ご署名お願いいたします。

— 委員ご署名 —

## (2) その他

(富田委員長) 最後にその他として事務局から連絡事項をお願いします。

(事務局・篠原) 本日は丁寧かつ貴重なご意見ありがとうございました。三条デイサービスセンターの選定に係る審議は今回で終了です。本日の議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただき、その後、非公開の趣旨を損ねない範囲で概要をホームページにて公開させていただきます。また、各委員におかれましては、次回「養護老人ホーム和風園」の選定委員会も委員の皆様をお願いしたいと考えております。開催については、改めて委員長と事務局で調整の上お知らせいたします。事務局からは以上です。

(富田委員長) 期間は夏ごろでしょうか。

(事務局・寺本) 初夏を考えています。早々に日程調整等を含め、ご連絡いたします。

## 3 閉会

(富田委員長) 以上で、審議は終了します。各委員におかれましては、円滑な会議進行にご協力いただきありがとうございました。これをもちまして、「芦屋市指定管理者選定・評価委員会（三条デイサービスセンター）」を閉会いたします。